保 発 0 3 0 5 第 4 号 平成 2 4 年 3 月 5 日

地方厚生(支)局長 | 殿都 道 府 県 知 事

厚生労働省保険局長

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」の一部改正について

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成12年3月31日保発第70号・老発第397号)について下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の指定訪問看護ステーション等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 第三の2の(3)を次のように改める。

(3) 従たる事業所の人員配置

従たる事業所のうち、効率的な訪問看護の事業を行うことが困難であり、4の(11) に掲げる訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等の業務も含めて行うなど訪問看護の提供の拠点としての機能を果たしているものについては、当該従たる事業所において、利用者数に応じた適正な員数を確保することとし、配置する看護師等(基準第2条第1項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)のうち1人以上は保健師、助産師又は看護師とすること。

また、その場合にあっては、利用者に対する看護やサービス提供の質について定期的に主従の事業所のスタッフによって一体的にカンファレンスが行われ、その内容について記録がなされ、全スタッフが共有すること。

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について」(改正部分抜粋)

第三 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準

2 人員に関する事項

(3) 従たる事業所の人員配置

従たる事業所のうち、効率的な訪問看護の事業を行うことが困難であり、4の(11)に 掲げる訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等の業務も含めて行うなど訪問看護の 提供の拠点としての機能を果たしているものについては、当該従たる事業所において、 利用者数に応じた適正な員数を確保することとし、配置する看護師等(基準第2条第1 項に規定する看護師等をいう。以下同じ。)のうち1人以上は保健師、助産師又は看護 師とすること。

また、その場合にあっては、利用者に対する看護やサービス提供の質について定期的に主従の事業所のスタッフによって一体的にカンファレンスが行われ、その内容について記録がなされ、全スタッフが共有すること。